

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第3回 伊丹市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年1月15日（月） 13:30～15:00
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
出席者	梶原委員、金川委員、藤本委員、池信委員、常岡委員、吉村委員、梁川委員、千葉委員、上村委員、塩谷委員、中村委員、 (以上 11名) (順不同)
欠席者	細川委員、唐津委員、宮奥委員 (以上 3名)
事務局	坂本健康福祉部長、藤本保健医療推進室長、中井健康政策課長、伊藤国保年金課長、他
会議の成立	委員総数14名のうち11名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	梶原委員、千葉委員
傍聴者	0名
次第	1. 開会 2. 健康福祉部長あいさつ 3. 議題 (1) 伊丹市国民健康保険事業特別会計の財政運営のあり方について 4. その他 (報告事項等) 5. 閉会
備考	

議 事 要 旨

議題（１）伊丹市国民健康保険事業特別会計の財政運営のあり方について

上村 会長

それでは、本日予定しております議題に移らせていただきます。議題は、「伊丹市国民健康保険事業の財政運営のあり方」についてであります。本日は、諮問事項の「本市国民健康保険事業特別会計の財政健全化及び本市に課せられた国保事業費納付金を支払うための適切な保険税率のあり方」について、委員の皆さまにご審議いただき、本協議会としての意見集約を図りたいと考えますが、皆様、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

上村 会長

ありがとうございます。事務局より、去る1月5日に、県から、伊丹市の平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率の本算定結果の通知があったと聞いております。そこで、平成30年度の確定した納付金を現行保険税率で賄える範囲にあるかどうかの分析と、国保として活用できる財政調整基金等の状況について、事務局へ説明を求めます。

事 務 局

（事務局より資料「伊丹市国民健康保険事業の財政運営のあり方について」説明）

上村 会長

はい、ありがとうございました。事務局から、平成30年度の納付金等の本算定結果とその分析結果、平成29年度の決算剰余金見込みや財政調整基金の残高等について説明がありました。

前回の協議会で、仮算定結果に不具合があり、本算定では納付金は上がる見込みだと聞いておりましたが、結果として全体で約1億円、納付金が増加することになりました。そして納付金が増加することにより、現行保険税率で納付金を賄うことができず、単年度では約4千万円の赤字となる見込みであるとの説明でした。一方で、国保会計で活用できる財源が約13億円、存在する見込みであることなどの報告がありました。

私から若干のコメントですけれども、資料の3ページ、今のご報告で非常に重要なのは試算結果によると、医療分については黒字に、収支が上回ることになるんですけれども、支援分についてはかなり大幅な赤字になるということ、介護分はほぼ収支とんとな、このあたりをどう考えるかということだと思います。それと、6ページですね、その後プラスマイナスによって、変動要因について考慮されるわけですけれども、特に被保険者数のところの±2%ということですが、この+2%という想定はほとんど意味が無いと思います。被保険者数はどんどん減っていきますので、なので上回るケースというのはあまり考えなくていいのかなと、被保険者数はどんどん減少していくようなどころの方を重く見たほうがいい

	<p>ということで、やはり、そういう意味では収支が厳しくなっていく方向に振れてていこうと思われま。収納率の、次のページですけれども、こちらも伊丹市さんに努力していただくしかないので、そこはまあ、おいておきます。次の8ページですけれども、所得、1人あたりの所得も経済変動ですので、ちょっと予測はつかない、直近のデータを使うしかないということだと思いま。トータルでどうなるかということなんです、基本的には9ページ目10ページ目にあるように、かなり大きくプラスマイナスで振れてますけど、やはり、全体的にはマイナス方向に収支がいくのかなというやな気がしま。それと合わせて、11ページ目に現状、財調基金が8億円、そして29年度決算見込みでは決算剰余金が7億円、ただし2億円は返還するということなので、おそらく5億円残るだろうということですから、トータル13億円の剰余金があるということなんですけども、こちらも活用できる見込みがあると。このお金については、あまり積み立てるのも良くないなというやに私は個人的に思ってます。その部分をふまえながら、何かご質問、ご意見がある方はよろしくお願いま。いかがでしょうか。公益を代表されている中村委員、塩谷委員いかがでしょうか。何かご意見ありましたら。</p>
塩谷 委員	<p>それではひとつ、この財政調整基金等が13億あるということなんですけども、会長が言われたやに、置いとかなきゃいけないけども、置き過ぎても良くない。例えば、他市でどれくらい保有しているものなのか、こういう場合にどこまで保有するのが一般的なのか、もしもそのへんの基準みたいなものがあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず基金の保有状況でいきますと、平成28年度においては県内41市町の団体中37市町が保有している状況です。ただし、その残高といいますか積立金の金額については、20億円程度あるところもありますし、少ないところは本当に数十万しか残ってないやな状況です。やはり高額な薬価が出てくるなど、各自治体は資金のやりくりで苦慮しておいま。37団体の基金残高を平均すると2、3億円程度の規模でした。</p>
塩谷 委員	<p>ということは、伊丹市は結構、基金を保有しているという解釈でいいんですか。</p>
事務局	<p>現時点ではそのやに考えていま。28、29年度の決算剰余金というのが、他の団体でも出ておいまして、また基金の保有額も変わってくると思いま。その一方で、医療費が急に増大すれば、あつという間に基金も枯渇すると思いま。</p>
塩谷 委員	<p>なるほど。</p>

上村 会長	<p>私からもこれまでの経緯もふまえて追加で説明します。まず、伊藤さんが言われたようにやはりリスクは相当あると、財政上のリスクはあるので、医療費がどうなるかわからない、例えばインフルエンザが非常に流行った場合にお金がかかるので、そういう意味ではある程度の積立金を持っている必要があるだろうという判断と、あともうひとつは県単位化を踏まえるにあたって、実は準備をしてきたんですね、伊丹市は。それがどういう制度設計になるか全くわからなかったわけです。今回も本算定で-0.2%という標準保険税率が出てきたわけですが、この出てきたのは本当に数週間前の世界で、これがひょっとするともっと引き上げろっていうような結果が出た場合に、徐々に積立金を崩しながら、ソフトランニングしていくことを想定しなければいけなかったと思うんですね。なので、ある程度伊丹市では県単位化を踏まえて、積立金を準備してきたというのが今までの経緯であって、たぶん、望ましい数字というのはほとんどわからないと思うんですけど、今まではその準備段階にあったと。で、結果的には13億というようなことになったものだと思います。</p>
塩谷 委員	<p>伊丹市は非常に頑張って、そういうことに備えて13億の財源を保有していたと。それは保険税の徴収など、保険者として頑張っていたら、そういうことになっていることですか。</p>
上村 会長	<p>まあそうですね。徴収努力を積み重ねてきたというふうに思います。医師会、薬剤師会の方ががでしょう。はいどうぞ。</p>
吉村 委員	<p>税率というのは今までどれぐらい変わってきたのですか。</p>
上村 会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>直近でここ5年程度は保険税率を変更していません。変更したのは、平成25年度にその当時の収支見込では単年度で約2.4億円ほど保険税が不足するというので、25年度に見直しを行っております。26年度におきましては、今回と同じような形で医療分と支援分のバランスが少し悪いということで医療分を下げた分、支援分に回すとか、賦課限度額を引き上げた部分を中間所得者層の皆さんに還元するとか、そういった税率改定を実施してきております。そして、26年度からこれまでに、税率は据え置いている状況です。</p>
上村 会長	<p>ということなので、この何年間は税率の変化はありません。他どうでしょう。被保険者の方々どうでしょう。よろしいですか。梁川委員、どうぞ。</p>

<p>梁川 委員</p>	<p>協議会の委員を長年やっていますが、昔から国保は赤字会計で、本当にお金がなく、市から援助してもらってやってました。で、やっと落ち着いて基金を保有できるようになりました。そして今後、県に移りましてどうなるのか。今言われてるように影響が分からないので、できましたらこのまま基金を保有していただいて、県単位化の動向を見てから決めたほうが一番良いと思ってます。これだけ余ってるからという考え方はやめた方がいいと思います。</p>
<p>上村 会長</p>	<p>ありがとうございます。はい、それでは続きにいきます。またご質問とかあれば、また振り返りたいと思います。審議にあたりまして、事務局へ事前に、「平成30年度国民健康保険事業費納付金に応じた保険税率案」を提示するように依頼しております。事務局からの提案を受けた上で、委員の皆様の意見を集約したいと考えます。</p> <p>それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局より資料「伊丹市国民健康保険事業の財政運営のあり方について」説明)</p>
<p>上村 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局から平成30年度の保険税率の設定について、案を2つ提案いただきました。</p> <p>まず13ページにある案1です。要約しますと保険税率等の総額は変更しないで、医療分の収支均衡を図るために所得割率・均等割額・平等割額を引き下げ、その同額・同率を後期支援分の引き上げとする税率改定を実施するものです。単年度収支は約3千万円の赤字となります。</p> <p>14ページですけれども、これが案2です。本来の原則に基づき、医療分と後期支援分の収支均衡を図るための税率改定を実施するもので、単年度収支は約1千万円の黒字となりますが、後期支援分の引き上げにより、保険税の値上げとなります。いずれの案も、介護分は据え置き、医療分の賦課限度額の引き上げによる増収分は、単年度収支の赤字に充てるものです。</p> <p>そして、事務局の最終的な提案を要約すると、第1に今後も高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増大、被保険者数の減少による保険税収の減少により、今後の国保会計の財政運営も引き続き厳しい状況が予測される。</p> <p>第2にこのような厳しい財政状況においては、保険税率等の改定により、国保会計の健全化を図るべきだという考え方もある。</p> <p>第3に一方で、平成29年度の決算剰余金見込みや財政調整基金を利用すれば、平成33年度までは、現行保険税率で財政運営できるものと推測している。</p> <p>第4にまた、平成30年度からはじめて納付金制度が導入され、これまでの財政運営とは異なるため、現時点では、本市国保会計への影響が不透明な部分もある。</p> <p>第5に更に平成33年度から個人住民税基礎控除額が10万円引き上げとなるため、連動して保険税を算定する過程の基礎控除額も引き上げとなるため、保険税収入への影響を慎重に検討する必要がある。</p>

	<p>以上の観点から、現時点においては、被保険者の税負担に配慮した案1を採用し、今後の財政運営の状況を注視しながら、改めて平成32年度に、平成33年度の保険税率改定を検討すべきではないかという提案でした。</p> <p>本日は、平成30年度の納付金に対応した保険税率について、事務局から提案のありましたこれら2つの案の中から意見を集約したいと思いますけど、それでは、委員の皆様全員から、ご意見をいただければと思います。</p> <p>いかがでしょう。被保険者側の立場である委員の皆様どうでしょうか。</p> <p>1人ずついきましょうか。じゃあ梶原委員どうですか。</p>
梶原 委員	僕も事務局案に賛成です。
上村 会長	ありがとうございます。では金川委員。
金川 委員	私も事務局の案で。
上村 会長	ありがとうございます。藤本委員どうですか。
藤本 委員	私も案1で。
上村 会長	池信委員。いかがですか。
池信 委員	案1でいいと思います。
上村 会長	ありがとうございます。じゃあ常岡委員どうですか。
常岡 委員	そうですね、やっぱり案1でしょうね。
上村 会長	吉村委員どうですか。
吉村 委員	この案は一旦貯金を使い果たすということなんですよね、案1は。
上村 会長	今の話ですけれども、平成30年度においてはということで、まだ次年度については今後の検討ということです。なので、最後の資料の16ページの読み方なんですけど、もしもこのままいけばという読み方なんですけど、これをずっと継続するということを決めたわけではなくて、30年度の1年間はこの方向でということですね。それ以後の話は次年度に話し合うということです。それを前提に吉村委員どうでしょうか。

吉村 委員	それでは案1で。
上村 会長	ありがとうございます。梁川委員どうでしょう。
梁川 委員	案1で結構です。33年度、多分もう少し税制変わると思うので、上げるとしたら、その32年度ぐらいから検討した方がいいと思います。一度に保険税を引き上げられると、どうしても払えない人も多くなると思いますから。
上村 会長	はい、そうですね。実はそのへん、凄く大事なところで、平成33年度から住民税の基礎控除額を10万円引き上げるということです。そうすると課税ベースが少なくなると、減収を賄おうと思うと所得割の保険税率を上げないといけなくなるので、その引き上げ幅がどうなるのかということところは、ちょっと相当前に準備しておかないといけなくなります。ただ、この点については全国の様子がまだわからないので少し全体を見てから考えないといけなかなと思っています。千葉委員どうでしょうか。
千葉 委員	案1に賛成です。
上村 会長	塩谷委員どうでしょうか。
塩谷 委員	案1で結構です。
上村 会長	中村委員どうでしょうか。
中村 委員	案1で。
上村 会長	ありがとうございました。 それでは平成30年度の保険税率については、事務局が提案した案1が妥当であると判断することにご異議ないでしょうか。
	〈 異議なし 〉
上村 会長	はい、ありがとうございます。はいどうぞ。

<p>塩谷 委員</p>	<p>ひとつだけ確認です。案1で賛成なんですけど、案1の2ページ3ページ4ページを見ると、やっぱり高所得者の方に増額となっていますよね。案1を提示した場合に、やっぱり市民の方にきちんと説明できないといけないと思うんですが、例えば3ページを見ていただくと、収入760万、高所得者の方が16,900円アップですよ。そして次が47,400円、77,900円、80,000円、その次、落ちるんですよ、最も高所得者の方は40,000円と。これはどう説明されるんですか。通常はやっぱり、高所得者になっていけばいくほど負担額が比例して重くなるということだと思うのですが、ここに少し違和感を感じるんです。まあ計算通りいくとこうなるということだと思いますが、市民の方から説明して下さいと言われたら、どういふふうの説明されるんですか。</p>
<p>上村 会長</p>	<p>ありがとうございます。では事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。本当にここはわかりにくいところだと思います。国保税につきましては、結局医療をあまり受けてないのに所得割とかいう応能だけで評価されますと、お金を払う気を失くしてしまうということがありまして、賦課限度額を設けております。塩谷委員のご指摘ですが、今回は医療分につきまして、現行の54万円を58万円に引き上げてるんですけども、その他、後期高齢者支援金及び介護納付金もそれぞれ賦課限度額というのがあります。今回、介護は変えておりませんので介護については今までと全然変わらないんですけども、医療分については4万円を全体で上げているということになりますので、賦課限度額は以前、どのへんで変わってきたかという、3ページの資料でいうと800万円のラインが賦課限度額で今まで止まっていたところなんですけど、これが今回、説明が難しいんですが、8.48%だったものを7.89%に少なくするという事になっておりまして、今まで賦課限度額で止まっていた人について、最高の方は4万円いただくんですけど、そうでない人は少し減るような感じになります。一方で後期高齢者支援金というのは今まで1.88%で済んでいたんですけど、ここを0.59%上げるということで、こちらの部分の所得割の部分について非常に金額が高くなっています。自分が用意している内容で説明させていただきますと、案1の2ページ目のところ、案1のケース1のところですが、920万円のところのランクで見ます。920万のランクでいきますと、改定前が医療分が572,400円となっておりますが、これすでに全体を足すと賦課限度額を超えてる分なんですけど、今回は532,575円ということで少し減る形になります。</p> <p>ここでいきますと、今回は54万から58万に上がってますので、4万円が最大の上がり幅なので、920万円のランクでいけば39,700円ほど上がるということになります。現行は572,400円という形でありましても結局54万に圧縮されますので、その分の差がストレートに出てくるということになります。</p>

	<p>一方で後期の支援金分なんですけども、こちらの所得割だけで説明させていただきますと、前回の所得割では126,900円という数字だったんですが、今回、所得割率が上がって166,725円ということで、ここだけでだいたい4万円弱くらい上がっているということになります。介護は変わってないので、医療分が約39,700円と後期高齢支援分が41,900円上がるようになって、合わせて81,600円という形になります。言葉で言うとわかりにくいところだと思いますが。</p>
<p>塩谷 委員</p>	<p>例えば、2ページ目で、81,600円、81,600円でその後も81,600円であれば、率とかじゃなくて少なくとも上へ上がっていくということだと納得しやすいんだけど、そこで下がるとですね、いくら計算の結果はこうですと言ってもどうでしょう。要は説明に高所得者の方々が納得されるかどうかということなんで、上げていけば率に関係なくそこにボーダーで合わすというようなことはできないんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。</p>
<p>塩谷 委員</p>	<p>今の説明でこういうふうにも上がっても高所得者の方が下がるっていうことが、皆さん市民の方が納得されれば、もちろんいいんですよ。けども、こう上がったからそこからは平行だと、下がらないよという方が、要はやっぱり負担を求めるわけですから、そういう負担をされる方の納得感ですよ。</p> <p>年収1,200万の人が4万で私たち年収920万の負担が8万円になるのかということになるとですね、いやこういう計算でこうなりますとって、皆さん納得されるんだったらいいですけど。</p>
<p>藤本 室長</p>	<p>税率等の上げ下げ等を同時に行うと、どうしてもこのような状況になってしまいます。それはある程度やむを得ないのかと。</p> <p>今回の場合、特に、賦課限度額の引き上げが同時に行われていますので、余計に解り難くさせています。少し分けて考えますと、仮に税率等の上げ下げが行われていなかった場合、一定所得水準以上で、必ず4万円が増額となります。そして仮に賦課限度額の引き上げなかった場合は、一定所得水準以上は全くの影響が及ばず、賦課限度額に到達するかしないかの所得水準辺りで、税負担の増加が生じてしまいます。それは医療分と後期高齢支援分とに所得割率の差があって、医療分では限度額に達していながらも、後期高齢支援分では限度額に達していない方が居るためです。</p> <p>いずれにしても、対象者の方には、わかりやすく説明するよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。ここは常にこういう変わりが出てきますので、注意して説明をしていきます。</p>

	<p>ちなみに申し上げますと、この所得層の方の割合は伊丹市の場合4%くらいということなので、ここは常にこういう変わりが出てきます。注意して説明をしていきます。</p>
<p>塩谷 委員</p>	<p>わかりました。市民の方が納得されるのであればそれで結構です。</p>
<p>上村 会長</p>	<p>ありがとうございます。所得税率の税率改定とあと賦課限度額の改定が混在しているので、そのへんの数字の捉え方が難しいんですけども、賦課限度額の改定というのは毎年のようにやっているわけですが、こういうことが起こりえるんだということです。</p> <p>それではまた戻りたいと思います、委員の皆様以案1で賛同いただけたと理解しております。</p> <p>それでは、会長として、次回の協議会に、事務局から答申案を提示することを求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>了解いたしました。前回ご審議いただきました葬祭費支給額の引き上げについても合わせて答申案としてご準備いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>